住民基本台帳

これは便利　年金、選挙、あらゆる手続が一度に

住民基本台帳法が施行されて、村の行政サービスがスムースに運ばれている。

これは、全ての村行政は一つの基本台帳に基づいて行ない、住所の異動、出生死亡などの届出が一つの窓口にすむように改正され、これらの仕事が、合理的にできるように、台帳制度が全面的にあらためられたためです。

この基本台帳は住民一人一枚とし住所、世帯員の氏名、生年月日、本籍、配給選挙権、国民健康保険、年金の被保険者資格、受給権の資格など村行政を執行に必要な基本的事項はすべて記録される。

住民票の写しの請求があったときや、各種の届出のあったときなどに、事務の能率をあげるため、この台帳を従来のつづった簿冊式から近代的なビジブルーレコーダ（一覧式記帳方式）に整備され、事務の能率化が計られる。

威力を発揮したビジブルーレコーダ

住民カードを基礎に調査や通知

今後、更に住民一人一人のデーターカードを作り、選挙人名簿の登録該当者、国保年金の被保険者、各種予防接種対象者、就学児童成人式、敬老会などの抽出やその名簿、通知書の作成を機械的に行ない能率を大巾に上げることも研究されています。

住所の異動は一四日以内に

この住民基本台帳が常に住民の生活の実態に合った。正しいものでなければなりません。異動のあった場合なるべく早く届出をいたしましょう。手続の際、必要書類を届出の認印を持参ください。

種類	手続きに必要なもの
転入届（他の市町村から村内に住所を変えたとき）	転出証明書、選挙人名簿登録、末登録証明所（旧住所地の市町村からもらってくる）米穀通帳、国民健康保険被保険者証、国民年金手帳印鑑
転出届（他の市町村へ住所を移すとき）	米穀通帳、国民健康保険被保険者証、転出先の番地、世帯主、印鑑
転居届（村内で住所が変ったとき）	米穀通帳、国民健康保険被保険者証、印鑑、新しい住所の番地
世帯主変更届	米穀通帳、国民健康保険被保険者証、印鑑

「村政懇談会」小冊子に発行

これからの村づくりに大きな足がかり

住民対話で村民総参加の村政の施政を基本に、昨年四月から三ヵ月にわたって、全部落を巡回した村政懇談会

この結果が「なまのこえ」として小冊子に製本され関係各位に配布され村勢伸展のビジョン作成への大きな資料となっている。

懇談世帯比四七・八%と約二世帯のうち一世帯が参加したことになり、村民の村政への関心が高いことを示している。

懇談会は住民対話の姿勢で直接広聴の態度を堅持しつつ質問、意見、要望を進んで受けたもので、その内容は、村の現在と進むべき進路について判断するに貴重なものである。

主な話題を分析してみると、質問二六九、意見要望については二八八の多きに達し全般的なものとして、質問七〇、意見要望三六でこの中で役場窓口に応待改善に係るものが八を占めていることが注目される。

役場職員の応待に関する要望

○職員はもっと親切に、特に電話の応待は注意してほしい。

○職員の名前が判らないので名札をつけてほしい。

○電話で出頭を求めるときは持参するものを指示してほしい。

○窓口には事務に詳しい職員を配置せよ。

○職員の姿勢を正すように村長は率先して範を示せ。

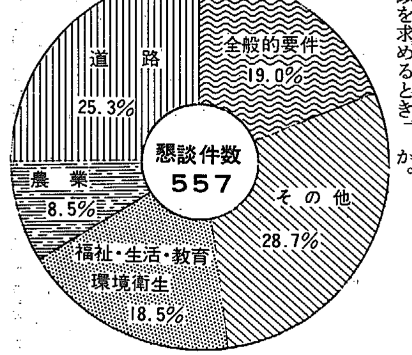

道路問題

質問六〇、要望八一の多きに達し総じて補修、改良への切実さが感じられる。

そのおもなものは

○通学路の整備をしてほしい。

○村道巡回日をきめて道路工手より巡回してほしい

○村道に等級をつけて維持管理してほしい。

○道路補修の地元要請協力に対して報酬はないのか

○農免道路についての現況と今後どのように考えるのか。

○ロードグレーダは字道を修理するとき貸せないのか。

○道路補修は目先のことのみ考えず将来の計画を考えて実施せよ。

○道路の敷砂利の状況を見ると無駄が多いようである。

○県道の舗装を推進できないか。

農業問題

後継者育成と特産物の振興が訴えられている。

質問二八、要望意見一六九

○村独自の特殊作物を奨励する考えはないのか。

○農政を柱にすると云うが交換分合について推進してやるような考えはないのか。

○十年先の農業は橋本地区の当初の計画の姿でないのか、村でその方向を示すべきだ。

○農業施策は国、県からの施策そのままでなく地域に適応した農業施策をせよ。

○農政予算が少ないのではないか、技術指導にもっと力を入れてほしい。

○農業の改善と離農者の指導について考えてほしい。

○村として、農業後継者をつくる研修会をやってほしい。

○集団栽培で成績は上昇しているのか。

○農家について増産意欲を上げるような方法を考えているのか。

その他、保育所、通学バス、水道、環境衛生についての質問五三、希望意見五〇が各会場共通なものとして示されている。など各分野に亘って質問と意見があり、更に統合開発審議会にも注目し、且つこのような懇談会の継続が村民より大きく要望されている。

"もり上がる"

岩室 和納 土地改良区出張所統合

▽…村の農業政策「将来の営農体制に資するために、土地基盤の整備…△

▽…確立の実施」これらの政策の前進するために村にある西蒲原土地改…△

▽…良区岩室、和納出張所を統合し、村政策と連繋を密にした土地改良…△

▽…計画しようという声が組合員より盛り上がり検討されている。…△

出張所は各地区ごとの旧町村別に大体一ヵ所設置されているが、岩室村も、岩室出張所（九八、一二一二a、七一五組合員）和納出張所（六三、四八六a、五一三組合員）があり、この出張所が、本区の純然たる出先機関としての出張所ではなく、出張所自体が独立採算制で揚排水の設置、維持管理、借入金償還事務をやっている。

今後農業の進展と共に事業はどんどん進み、共に事務も複雑性をおび、反当賦課金も値上げされることも予想され、和納、岩室地区も一連した農業経営を営もうと組合員の声としてもり上がってきた。

本区も出先機関としての出張所機構に改める必要のあることと、数多くある出張所を水系別に合併し、町村行政との連繋を強化しながら、統合を画す必要性の方針を進めている。

これらの気運に応えて、統合推進委員会を構成し統合の具体化を計ることになった。

この計画が実現した場合、各部落単位の万雑会計より、土木協議費的性格の費用も吸収した出張所会計を画し単一負担により、経費節減策を図る。

土地改良区本来の目的である維持管理体制を充実し、統一実施基準も策定できることになる。

この合併計画の成行きは今後、郡内三〇出張所のあり方を示す動向になるので、郡内農家より注目の目で見られていい。

村当局も統合が成立した場合、近代的農業政策を推進されると、政策のあり方について研究されている。

岩室，和納，両出張所関係者が集まり今後出張所のあり方を話し合う。

二等　買いましょう　たばこは市内で　住む町で　燕市　伊藤甲吉

三等　たばこから居よい住みよいまちづくり　吉田町　栗林美代

三等　良い環境[illegible]くるたばこの消費税　弥彦村　[illegible]田一芳

人から財産をもらったら

贈与税は、人から財産をもらった場合に、そのもらった人にかかる税金です。財産の贈与は、おもに親と子、夫と妻などのように、親族の間で行なわれることが多いので、贈与税がかかることをうっかりしていたという人が、案外おられるようです。

贈与とは無償で財産（金銭）を与えることです。親の土地や家屋を子供の名義にかえたり、親が買った土地や家屋を子供の名義に直接登記した場合、又親族間の金銭の貸借には「ある時払いの催促なし」というようなことは贈与して取り扱われます。

贈与税は税率が非常に高いので名義等書き替え、又は、登記される場合は充分研究され、申請してください。

尚不明の点は税務署又は役場税務課へご相談ください。

岩室村嘱託員名簿

昭和44年2月1日 現在

金池	高橋英一	間瀬3	田中高蔵
石瀬	本間八十太郎	間瀬4	山本芳太郎
岩室	渡辺俊一	間瀬5	篠原治蔵
樋曽	寺沢多左雄	間瀬6	高綱長吉
栄	吹井和一郎	間瀬7	本間五右エ門
橋本	金子栄	原	大岩静男
久保田	鈴木直市	津雲田	長谷川政吉
猿ケ瀬	竹内久松	富岡	金子周平
南谷内	金川英二	高橋	荒川金一
北野	堀越与志栄	和納1	早川喜五郎
夏井	阿部清七	和納2	海津与七
西中	大平政衛	和納3	本間久平
潟上	斎藤定雄	和納4	池上友一
白鳥	木部久弥	和納5	田中仁太郎
西長島	大久保富太郎	和納6	槇田四郎一
横曽根	菅井敏夫	和納7	大越安之亟
西船越	小林盛夫	和納8	相田庄次郎
新谷	松本誠一	和納9	石倉正義
油島	阿部元一		
高畑	中村敬宇		
間瀬1	石塚栄司		
間瀬2	宝賀越亥		

おめでた　おくやみ　1月20日まで

出生の部

氏名	出生月日	保護者	部落
寺沢和美	43.12.13	茂樹	樋曽
田中准	43.12.17	一男	石瀬
山上悦子	43.12.21	十四栄	和納
朝妻朋子	43.12.27	美則	西船越
松本美都里	43.12.30	英樹	新谷
荒井節子	43.12.30	勇	高畑
本間康紀	44.1.1	一雄	樋曽
小林妙進	44.1.4	洋助	和納

死亡の部

氏名	年令	死亡月日	世帯主	部落
山岸乙一	55	44.1.6	定一	北野